

# タイにおける私立高等教育に対する国家関与 —高等教育関係法規の分析—

牧 貴愛\*

State Involvement in Private Higher Education in Thailand:  
Analysis of Laws and Regulations Related to Higher Education

Takayoshi MAKI\*

## ABSTRACT

Since their establishment 30 years ago, private higher education institutions have attained the same status as public sector institutions. However, in terms of state involvement, they are now subject to the same restrictions as the private sector through the introduction of university evaluation and the Thai qualifications framework for higher education, which can be seen as an increase in state involvement. Going back to the founding philosophy of the private higher education institutions, which was to nurture and send out the human resources that industry needs, it seems that private higher education institutions have fallen back somewhat in terms of how well they can respond to the needs of industry as the state increases its involvement.

キーワード： タイ、私立高等教育、国家関与

## 1. はじめに

2019年の暮れから続く、新型コロナウイルスの感染拡大は未曾有の事態であり、昨今、変異種が発見され、終息は未だ見通せない。筆者は、感染拡大第一波の時期、2020年2月24日～2020年3月19日に、タイの地方国立大学に客員として滞在していた。連日、タイの保健省や高等教育科学研究革新省（旧教育省高等教育局）<sup>1</sup>から滞在先の大学に通達が届き、その通達を受けて、各大学が通達を出すことが繰り返されたように記憶している<sup>2</sup>。そうした通達を受けて、筆者は、2月27日から14日間の学内宿舎待機、日に三度の検温をして報告することになった<sup>3</sup>。結果、予定していた学生交流は目前で中止を余儀なくされ、客員として果たすべき講義は、滞在期間中前半はキャンパス内の宿舎から全てオンラインで行い、滞在期間後半の防災教育のワークショップのみ対面で講義し帰国した。帰路、タイの地方空港、バンコクのスワンプーム国際空港では検温の嵐に遭いながら帰国便に搭乗したが、羽田空港に着いてから検温もなにもない温度差には愕然とした。

愕然としたということ言えば、2020年2月、タイ政府は、多くの若者から熱い支持を集める新未来党に解党命令を下した<sup>4</sup>。同解党命令以降、およそ一年余り、新型コロナウイルスの

---

\*大学教育センター非常勤講師・広島大学准教授

感染拡大を受けて一時期は終息しているかにも見えたが、タイ全土の大学生、中等学校の生徒などを中心に「フラッシュ・モブ」<sup>5</sup>と呼ばれるデモが続いている<sup>6</sup>。その槍玉には、新未来党の解党命令、いわば政府（実質的な軍事政権）による統制強化に加えて、王室のあり方も含まれている。また、こうした「フラッシュ・モブ」に対して、教育大臣自らが向き合い対話を行うなどの対応がとられたものの<sup>7</sup>、未だ終息する気配はない<sup>8</sup>。

小論は、アジア諸国における華僑・華人による大学運営実態に関する実証的比較研究（科学研究費補助金 基盤研究C）の一環として、タイにおける私立高等教育機関に対する国家の関与について明らかにしようとするものである。昨年度の拙稿では、タイ華僑・華人により創設された華僑崇聖大学を事例として、親米反共体制のもとで整えられた強固な国民教育制度を持つタイにおいて、いかにして華僑・華人、いわば「紅」の精神を秘めた集団による大学設置が可能となり、また継続的に運営されているか、という存立基盤について考察した<sup>9</sup>。そこでは、既存の先行研究から得られる知見と筆者自身による現地調査から得られた知見を総合して分析を行い、華僑・華人のタイ社会への奉仕の取り組みとその精神、それらを認め庇護する王室との間に強い心の絆（ブンクン）があること。その絆こそが存立を可能にしていることを論じた。

小論では、華僑崇聖大学というひとつの私立大学から、タイ国内の私立大学、カレッジ、学院を含む私立高等教育機関へとコンテクストを拡げて、タイ国内の私立高等教育機関に対して国家がどの程度、統制をかけているか、関与しているかについて、高等教育関係法規に盛り込まれた規定の整理、分析を通して明らかにする。このことは、華僑崇聖大学がもつ中国色ないし民族的アイデンティティが国家的なものとの矛盾や葛藤、衝突を孕むものではないか、という本科研の研究課題に通底する問いのひとつに答えるものである。また、昨今の「日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）」<sup>10</sup>などの国際教育協力、あるいは比較教育学において議論が重ねられてきた「教育借用」<sup>11</sup>の観点から見た場合、法人が設置する私立高等教育機関、いわば非国家的な、ある種の外的なものに対する国家関与は、国際教育協力ないし教育移植、政策移転における外的なものとの移植先の既存の制度との関係を問うことにも繋がりうる、と筆者は考える。

小論の目的と関心を同じくするタイの私立高等教育への国家関与を直接のテーマとする研究は管見の限り見当たらないが、日本語で書かれたタイの高等教育に絞ってみても、一定の研究蓄積がある。その端緒は、我が国の国立教育研究所（現国立教育政策研究所）の『国立教育研究所紀要第87集 アジア諸国の高等教育に関する研究報告』に遡ることができるだろう<sup>12</sup>。当時、石井米雄氏、赤木攻氏といったタイ地域研究者の参画により、関係法規や大学史などが取り纏められている<sup>13</sup>。1990年代以降は『アジアの大学—従属から自立へ—』所収のキース・ワトソン氏によるタイの大学発展史<sup>14</sup>。2000年代には『アジア諸国におけるグローバルバリエーション対応の高等教育改革戦略に関する比較研究』<sup>15</sup>、『アジア・オセアニアの高等教育』<sup>16</sup>、『アジア・太平洋の高等教育の未来像』<sup>17</sup>や、『アジアの高等教育改革』所収のピットゥーン・シンララート氏の専門的な概説<sup>18</sup>、小論のテーマと関連するもののタイは未収録の『私学高等教育の潮流』<sup>19</sup>、『激動するアジアの大学改革』<sup>20</sup>、『アジアの「体制移行国」における高等教育制度の変容に関する比較研究』<sup>21</sup>など数多く刊行されている。当のタイ人研究者によるものには、タイ私立大学協会<sup>22</sup>の事務局長マニット・ブンプラサート（Manit Boonprasert）氏が取り纏めた「タイの私立高等教育の発展」<sup>23</sup>という資料や、同資料のもとになっているタイの私立高等教育に関する博士論文の執筆者であるシリポン・ラックマイ（Siripong Rugmai）氏らによる論文一篇がある<sup>24</sup>。いずれも、タイ語で書かれたものではあるが、タイにおける私立高等教育の発展について二次資料をもとにコンパクトにまとめられており、発展史を概観することのできる貴重な研究成果である。

小論では、これらの単行本等に収められた概説や、タイ人研究者による発展史の概観資料等を適宜参照しながら、タイの高等教育関係法規に盛り込まれた国家関与の具体的内容につ

いて整理し、考察を加えることで、先述の問いに応えたい。次節では、タイの高等教育セクター全体を概観しながら私立高等教育の位置を確認する。次々節では、私立高等教育関連法規の規定を訳出して示しながら国家関与の観点から考察を加える。そして最後に、各節の考察を踏まえてまとめる。なお、学術論文の手続きとしては、小論の内容を踏まえた上で、高等教育科学研究革新省の担当者への聞き取り調査などによる三角測量が必要であろう。しかしながら、冒頭に述べたような状況下のため、この点については機会を改めたい。

## 2. タイにおける私立高等教育の位置

馬越徹氏は、アジア諸国における高等教育の急激な拡大を支えている要因について、後発効果を伴う学歴インフレ（R.ドーア）、支配―従属モデル（P.G.アルトバック）、Jモデル（W.カミングス）といった緒論を検討した上で、私立セクターに着目している<sup>25</sup>。同氏が提示する類型移行モデルでは、私立セクターが限定的な「私立周辺型」、私立セクターが公立セクターを補完しつつ伸びを見せる「私立補完型」、そして我が国のような「私立優位型」の3タイプが示され、小論の対象であるタイは「私立補完型」に属するとされる<sup>26</sup>。本節では、このモデルを念頭に置きつつ、タイの私立高等教育の位置づけを見てみよう。なお、小論では「マハーウィティヤライ（mahawithayalai）」を大学、「ウィティヤライ（withayalai）」をカレッジ、「サターバン（sathaban）」を学院と訳出する。

### (1) 高等教育機関の規模

現行のタイの学校体系は、我が国と同じように6-3-3の単線型に近い。9年間の義務教育を経て、後期中等教育段階から普通教育と職業教育に分岐しているが、いずれのコースを取った場合であっても高等教育段階への進学機会は開かれている。2017年時点での義務教育段階の純就学率は98.8%、前期中等教育段階に絞ってみると90.6%、後期中等教育段階は71.1%である<sup>27</sup>。相対的に後期中等教育段階の就学率が低くなることについては、義務教育修了後、就労する子どもたちが一定数いるためであるとされる<sup>28</sup>。高等教育は、自治大学27機関、国立大学57機関、私立高等教育72機関（私立大学42機関、私立カレッジ19機関、私立学院11機関）の計156機関により提供されている<sup>29</sup>。

自治大学とは「国家教育法」第36条の規定を受けて政府の監督下に置かれつつも、ある程度の自律的な経営が可能な、いわゆる法人化した国立大学を指す<sup>30</sup>。自治大学27機関は、チュラーロンコーン大学、カセサート大学、コンケン大学、チェンマイ大学、タクシン大学、モンクット王工科大学トンプリー校、モンクット王工科大学北バンコク校、スラナリー工科大学、タマサート大学、ブラパー大学、パヤオ大学、マハーチュラーロンコーン仏教大学、マーマクット仏教大学、マヒドン大学、メーファールアン大学、ワライラック大学、シーナカリンウィロート大学、シラパーコン大学、スワンドゥシット大学、ソクラーナカリン大学、ガラヤニワッタナ音楽学院、モンクット王工科大学ラーカバン校、チュラーボン・ロイヤルアカデミー、メージョー大学、チットラダー工科学院、タイ赤十字看護大学、国立開発行政研究所、である。チュラーロンコーン大学、タマサート大学、カセサート大学、シーナカリンウィロート大学などの由緒ある大学に加えて、1960年代に設置されたチェンマイ、コンケン、ソクラーナカリンといった地方の拠点大学<sup>31</sup>、ミャンマー、ラオスと国境を接するチェンラーイ県にある新興のメーファールアン大学、昨今、日本の高専教育モデルの移植先であるモンクット王工科大学などの有名大学が名を連ねている<sup>32</sup>。

国立大学57機関は、国立大学8機関、公開大学2機関、ラーチャモンコン工科大学9機関、教員養成カレッジから昇格したラーチャパット大学38機関から構成される。国立大学8機関は、ガーラシン大学、ナコンパノム大学、ナラティワートラーチャナカリン大学、ナレスワン大学、マハーサラカム大学、ウボンラーチャターニー大学、パトゥムワン工科学院、コミュニティ・カレッジである。なお、公開大学のラームカムヘン大学、スコータイタマテ

イラスト大学の2機関は定員の設定はない。機関数をみると、自治大学と国立大学の合計が84機関であり、私立高等教育72機関は、確かに、馬越徹氏の指摘の通り、公立セクターを補完しているように見える。表1は、タイ高等教育科学研究革新省編『高等教育統計2018(2019年刊)』<sup>33</sup>をもとに、2018年時点の学生数の機関別内訳を示したものである。

表1の機関別の割合を見ると、最も多いのは自治大学、次いでラーチャパット大学であり、合わせると半数以上を占める。網掛け部分の私立セクターを見ると、私立大学、カレッジ、学院などを合わせても全体の16%にとどまる。学生数から見れば、公立セクターを補完しているとは考えにくいようにも思われる。ただし、熾烈な競争が繰り返されるタイの大学入試の状況を勘案すると<sup>34</sup>、私立大学(ひろくカレッジ、学院を含む私立セクター)は、自治大学、国立大学に次ぐ進学先として、公開大学以上に学生の受け皿となっているとも考えることができる。実際、学位授与件数(2017年度)を見ると、自治大学11万7,959名、ラーチャパット大学8万8,203名に続いて私立大学5万749名、ラーチャモンコン工科大学3万4,740名、国立大学2万419名、公開大学1万6,632名であり、自治大学、ラーチャパット大学に次いで多い<sup>35</sup>。

表1 高等教育機関別学生数(2018年)

機関	学生数	割合(%)
自治大学	549,093	30.6
国立大学	99,853	5.6
ラーチャモンコン工科大学	138,780	7.7
ラーチャパット大学	464,833	25.9
公開大学	214,719	12.0
コミュニティ・カレッジ	13,526	0.8
私立大学	235,408	13.1
私立カレッジ	23,879	1.3
私立学院	28,350	1.6
管轄外の高等教育機関	24,224	1.4
計	1,792,665	100

出典：タイ高等教育科学研究革新省編『高等教育統計2018』2019年、23頁を参照し、筆者作成。

## (2) 高等教育機関の地理的配置

表2は、高等教育機関の地理的配置の観点から、私立高等教育機関の位置を確認するため、タイ高等教育科学研究革新省編『高等教育統計2018(2019年版)』の高等教育機関一覧を手がかりにメインキャンパスの所在地を調べて、バンコク都と地方毎に整理したものである。

表2 高等教育機関の地理的配置

機関 <sup>注1</sup>	バンコク都	中部	北部	東北部	南部
自治大学	14	4	4	2	3
国立大学	1	0	1	4	1
ラーチャモンコン工科大学	2	4	1	1	1
ラーチャパット大学	5	9	8	11	5
コミュニティ・カレッジ <sup>注2</sup>	0	3	6	4	7
私立大学	16	12	6	5	3
私立カレッジ	5	4	3	5	2
私立学院	3	7	1	0	0
計	46	43	30	32	22

出典：タイ高等教育科学研究革新省編『高等教育統計2018』2019年、14～19頁を参照し、各大学の所在地(メインキャンパスのみ)を筆者整理。

注1：2つの公開大学は含めていない。

注2：コミュニティ・カレッジは、1機関で、20キャンパスある。

表2からは、まず、高等教育機関の半数以上がバンコク都とバンコク都に隣接する中部に配置されていることを指摘しうる。次に、バンコク都の46機関の公私内訳をみると自治大学、国立大学等の公立高等教育セクターの合計は22機関であるのに対して、私立セクターの合計は24機関と、若干であるが公立セクターの機関数を上回っている。先述のタイの大学入試や学位授与件数を勘案すると、バンコク都や他の地方に所在する自治大学を中心とする有名大学に入学できなかった者の受け皿として私立高等教育機関が果たしている役割は大きいとも考えることができよう。同様に、中部においても公立セクター20機関に対して23機関となっている。逆に、その他の地方では公立セクターの数が圧倒的に多く、地方における高等教育機会の保障という観点から見ると公立セクターの果たしている役割は依然大きい。ちなみに、高等教育機関が全く置かれていない県は77県中6県あるとされる<sup>36</sup>。

### (3) 高等教育発展史における私立高等教育機関

最後に、タイにおける高等教育の発展の軌跡を振り返り、いつ、何を契機として、私立高等教育機関が設置されたか、という点について触れておこう。今日、タイの高等教育は、在籍率で見るとトロウ・モデルで言うところのマス型とユニバーサル・アクセス型の境目あたりにある<sup>37</sup>。冒頭でも触れたが、1950年代末から始まる親米反共の開発の時代以降、タイの基礎教育（タイの場合、後期中等教育段階を含む）は量的拡大を遂げた。その過程では、階層化を伴う中等学校の普遍化が進行し<sup>38</sup>、熾烈な受験競争をくぐり抜けた一部の限られた人々が良質な高等教育へのアクセスを獲得してきた。その背後では「何千人のも失望し満たされない学生—その数は一万人から三万人と推計される—が、毎年外国の大学に留学した」<sup>39</sup>とされる。1969年の「私立カレッジ法」<sup>40</sup>の制定、翌1970年6月の6つの私立カレッジの設置は<sup>41</sup>、こうした高等教育需要の高まりへの応答だったのである。この他、1971年にラームカムヘン大学、1978年にスコータイタマティラート大学という2つの公開大学を創設するなど高等教育機関の多様化が図られている<sup>42</sup>。

次の図1は、タイ国内の高等教育機関数を設置年ごとに大まかに示したものである<sup>43</sup>。

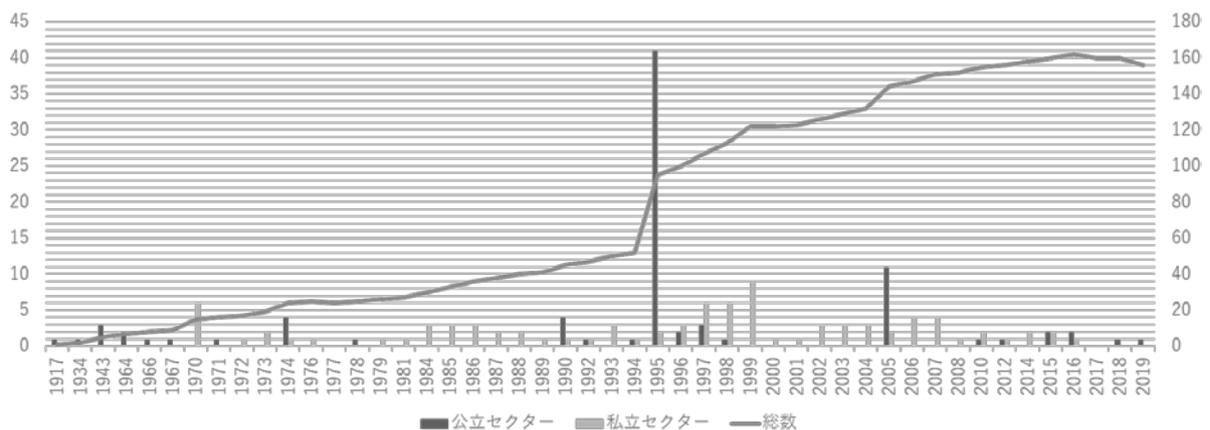


図1 高等教育機関数の推移

出典：『官報』ならびに各大学のウェブサイト等に基づき筆者作成。

図1からは、1970年の私立カレッジの創設以降、高等教育機関の全体数が徐々に増加したことが確認できる。私立高等教育機関に着目してみると、1984年から1986年の3年間に、それぞれ3機関、計9機関が新設されている。同様に、1997年から1999年の3年間では計21機関が設置されている<sup>44</sup>。1980年代後半の増加は1950年代末からの親米反共の開発体制の下で拡張した初等教育<sup>45</sup>、1997年からの増加は1990年代の中等教育の拡張の影響や<sup>46</sup>、産業界の労働力需要

への応答<sup>47</sup>、として捉えることができよう。1995年の公立セクターの著しい伸びは、教員養成カレッジ (withayalai khru) が「地域総合大学 (sathaban rachaphat)」<sup>48</sup>となったことによるものである。なお、2004年以降、ラーチャパット大学 (mahawithayalai rachaphat) へと改称された<sup>49</sup>。

以上、タイにおける高等教育機関の規模、地理的配置、量的推移について概観してきた。本節の冒頭で紹介した馬越徹氏のモデルに立ち返り、タイ高等教育全体から見ると私立高等教育は「私立周辺型」「私立優位型」のいずれでもなく、あくまでも公立セクターを補完する「私立補完型」に属するとみてよいであろう。ただし、普遍化した中等学校の受け皿としての役割や、産業界への人材供給、ひろくはタイの経済成長と高等教育といった観点からは、公立セクターの補完以上の役割を果たしたという見方もできなくはないようにも思うが、この点は、小論の射程外であり稿を改めて検討したい。

### 3. 高等教育関係法規にみる国家関与

本節では、タイにおける高等教育関係法規のうち、私立高等教育機関の設置を初めて定めた「私立カレッジ法 (1969年版)」、「私立高等教育機関法 (1979年版)」<sup>50</sup>、「私立高等教育機関法 (2003年版)」<sup>51</sup>の各版に盛り込まれた内容について、国家による統制、管理といった国家関与の観点から分析し、考察を加える。なお、1979年版については「私立高等教育機関法 第2版 (1992年版)」<sup>52</sup>、「私立高等教育機関法 (2003年版)」には2007年に第2版<sup>53</sup>、2019年に第3版<sup>54</sup>、がそれぞれ制定されている。これらの小改定版については、適宜、参照することとする。

#### (1) 私立高等教育関係法規の構造

法規の具体的内容の分析に先立って、法規の内容構成を見たものが表3である。

表3 私立高等教育関係法規の構造

	私立カレッジ法 (1969年版)	私立高等教育機関法 (1979年版)	私立高等教育機関法 (2003年版)
条文数	全 83 条	全 106 条	全 130 条
第 1 章	私立カレッジの設置	私立高等教育機関の設置 と運用	設置と運用
第 2 章	私立カレッジ委員会	私立高等教育委員会	高等教育委員会
第 3 章	私立カレッジの位置づけ	私立高等教育機関の運営	運用
第 4 章	私立カレッジの運営	資格、学位、学章	学位と学章
第 5 章	教授陣	資産と会計	資産と会計
第 6 章	ガウンと学章	私立高等教育機関の管理	助成金と支援
第 7 章	会計	罰則	監督・管理
第 8 章	私立カレッジの管理と認可 取り消し	経過規定	廃止と移管
第 9 章	罰則		罰則
	経過規定		経過規定

出典：各法規をもとに筆者作成。

表3の内容構成の変化からは、大きく次の3点を指摘しうる。

第一に、条文数が、版を重ねる毎に増加していることである。このことは、タイにおける私立高等教育機関の拡張や、近年の高等教育改革に伴い、私立高等教育機関に対して様々な要求が課されつつある<sup>55</sup>、との指摘とも符合する変化であろう。

第二に、私立カレッジ委員会 (1969年版)、私立高等教育委員会 (1979年版)、高等教育

委員会（2003年版）と名称は異なるものの全3版に共通して、中央官庁の組織として委員会が設置されていること。

第三に、2003年版では、監督・管理（第7章）、廃止と移管（第8章）の2章にわたって、私立高等教育機関と国との関わりが規定されるようになったことである。従来、私立カレッジの管理と認可取り消し（1969年版の第8章）、私立高等教育機関の管理（1979年版の第6章）と一章のみ割かれていたことに比べると大きな変化であると言えよう。また、規定としては一条のみではあるが、助成金と支援（第6章）は新たに設けられたものである。

以上の変化からは、国が一貫して、私立高等教育機関に対して関与し続けてきたこと。また、その関与の度合いは、法規の内容構成から見ると強まってきているように見える。次項では、教育省などの中央省庁に設置された委員会（中央の委員会）の構成員と権限に関する規定に絞り、国家関与の程度とその変化について考察を加える。

(2) 中央の委員会の構成員と権限

私立高等教育機関の設置は、私立カレッジ委員会の承認（1969年版）、私立高等教育委員会（1979年版）、高等教育委員会（2003年版）の提案を得て教育大臣が認可することと定められている。次の表4は、私立高等教育機関に対する国家関与の程度や変化を見るために、私立カレッジ、私立高等教育委員会、高等教育委員会の構成員や権限を比較対照したものである。

表4 中央の委員会の構成員と権限

	私立カレッジ委員会 (1969～1978年)	私立高等教育委員会 (1979～2002年)	高等教育委員会 (2003年～現在)
構成員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育省の代表2名</li> <li>・国家教育委員会<sup>注1</sup>の代表2名</li> <li>・内閣が任命する有識者3名以内</li> <li>・委員長は互選により任命する。</li> <li>・国家教育委員会の代表1名を書記とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大学庁<sup>注2</sup>の事務次官(委員長<sup>注3</sup>)</li> <li>・教育省事務次官</li> <li>・国家教育委員会事務局長</li> <li>・国家公務員人事院長</li> <li>・内閣が任命する者7名以上<sup>注4</sup>、12名以内(うち3名<sup>注5</sup>は民間の有識者を含む)</li> <li>・委員の中から副委員長を任命する。</li> <li>・大学庁委員1名を書記、同委員1名を書記補佐とする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育省事務次官</li> <li>・教育審議会事務局長</li> <li>・基礎教育局長</li> <li>・職業教育局長</li> <li>・主計局長</li> <li>・法制委員会事務局長</li> <li>・国家経済社会開発委員会事務局長</li> <li>・行政開発委員会事務局長</li> <li>・教育の質の保証評価事務局長</li> <li>・民間機関の代表1名</li> <li>・地方自治体の代表1名</li> <li>・専門職団体の代表1名</li> <li>・14名以内の有識者</li> <li>・高等教育局長(委員兼書記)<sup>注7</sup></li> </ul>
権限	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)「私立カレッジ法」が規定する私立カレッジ委員会の承認が必要な事項の審議</li> <li>(2)本法第34条(6)ならびに第49条(6)</li> <li>(3)本法に定める事項ならびに私立カレッジに関する省令の承認・提案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)「私立高等教育法」が規定する私立高等教育委員会の承認が必要な事項の審議</li> <li>(2)本法に定める事項ならびに私立高等教育機関に関する省令の承認、大臣への提案</li> <li>(3)私立高等教育機関の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)「私立高等教育法」が規定する事項の承認</li> <li>(2)本法に定める事項ならびに私立高等教育機関に関する省令、告示等の承認、大臣への提案</li> <li>(3)カリキュラムの認証<sup>注8</sup></li> <li>(4)私立高等教育機関の水準保証の承認</li> </ul>

		水準の承認にかかる審議 (4) 私立高等教育機関のカリキュラムにかかる審議 (5) 私立高等教育機関の管理職、教授陣の任命の承認にかかる審議 <sup>注6</sup> (6) 私立高等教育機関における名誉学位授与推薦の承認にかかる審議 (7) 法律が定める本委員会の職務の遂行	(5) 本法に定める事項の実施にかかる規則等の制定 (6) 法律が定める本委員会の権限と職務の遂行
--	--	---	--

出典：各法規に基づき筆者作成。

注1：現在の教育省教育審議会事務局の前身機関。

注2：1972年に設置された高等教育を管轄する中央機関。2003年の改組により高等教育局として教育省に組み入れられたが、2019年に高等教育科学研究革新省として再び独立。

注3：1992年の改定版では委員長は委員の互選によることとされた。

注4：1992年の改定版では9名以上に増員。

注5：1992年の改定版では6名に増員。そのうち3名以上は私立高等教育機関の有識者とする、と改定されている。

注6：1992年の改定版では削除されている。

注7：高等教育委員会の構成員については「仏暦2546（西暦2003）年 高等教育委員会の委員数、資格、原則、選考方法、委員長ならびに委員の選出、任期、解任に関する教育省令」<sup>56</sup>を参照。

注8：2007年の改定版では削除され、(4)の私立高等教育機関の水準保証が(3)、(5)の規則等の制定が繰り上がって(4)となっている。(5)として新たに、一般向けの私立高等教育機関の情報公開にかかる事項が加筆されている。

表4から、国家による私立高等教育機関の統制、関与といった点について、次の2点を指摘しうる。

第一に、私立高等教育機関の設置当初（1969年版）では、委員会の構成員に民間出身者が含まれていなかったことである。他方、時代が下るにつれて、民間出身者が3名（1979年版）、6名うち3名は私立高等教育機関の有識者（1992年版）を含むようになった。2003年には、私立高等教育機関に特化した委員会はなくなり、中央省庁の様々な組織の局長が名を連ねるとともに、有識者が14名含まれるようになり、委員会の規模としても大きくなっている。

第二に、権限の項目を見ると、1979年版と2003年版では、具体的な内容が明記されるようになったことである。比較対照を行った条文には明示されていないため表中にはあらわれないものの、1969年版に盛り込まれた権限に関する規定には、私立カレッジ委員会は、学長の任命にかかる承認（第33条）の他、外部からの支援や助成、国内外の外部組織への加盟、予算の費目間流用、運営資金の借入れなどについて、私立カレッジ委員会の承認が必要であることが定められている（第42条）。また、高等教育機関としての水準ないし質の保証は国家教育委員会の管轄とされており（第16条）、同委員会は認可取り消しの権限を有している（第60条）。

1979年版では、私立高等教育機関の質ないし水準、カリキュラム、管理職や教授陣の任用、名誉学位の授与などについて、中央の承認が必要であったことがわかる。ただし、1992年改定版では、管理職や教授陣の任用は削除されており、私立高等教育機関の自由度が増したと捉えることができよう。2003年版になると、カリキュラムの認証や、名誉学位の授与につい

ても削除されている。

以上の変化を総括すると、私立高等教育機関への国家の統制、関与は、設立当初から時代を経て、次第に緩やかなものになってきているように見える。しかしながら、公立セクターの高等教育機関と同じように、内部評価と外部評価からなる高等教育の質保証や、近年の高等教育資格枠組の縛りを受けるようになったことに鑑みると、私立高等教育機関への国家の統制、関与は、かたちを変えて続いていると思われるのである。

#### 4. おわりに

タイにおける私立高等教育機関は、タイにおける学校教育の量的拡大に伴う高等教育需要の高まりや、産業界への人材供給を背景としながら量的拡大を遂げてきた。そして、創設から30年余りを経た2003年以降、私立高等教育機関に特化した管轄組織はなくなり、公立セクターと同様の高等教育委員会の管轄下に置かれることになった。このことは、私立高等教育機関がタイ国内における高等教育機関として、公立セクターの高等教育機関と同等の位置ないし地位を得るに至った、というポジティブな変化として捉えることができる。他方、国家による統制、関与という点については、大学評価や高等教育資格枠組の導入により公立セクターと同様の縛りを受けることになり、従来に比べると国による統制、関与が増したとも捉えることができる。産業界が求める人材を育て送り出すという創設当初の精神に立ち返ると、統制、関与を強める国家が産業界のニーズをどれだけ汲み取れるかという点において一昨今のフラッシュ・モブが訴える民衆の要望とも重なって一私立高等教育機関は幾ばくか後退したようにも思われるのである。

【附記】本稿は、JSPS 科研費 JP18K02430 の助成を受けている。

#### 【注】

- <sup>1</sup> 高等教育科学研究革新省（Ministry of Higher Education, Science, Research and Innovation）は「省・庁・局改組法」『官報』2019年5月1日により創設。原文は、Phrarachabanyat praprungrasuwang thabuang krom (chabap thi 19) Pho. So. 2562.
- <sup>2</sup> タイの高等教育科学研究革新省のウェブサイトには、新型コロナウイルス関連の告示がまとめて掲載されている。  
<https://www.ops.go.th/main/index.php/news-service/announcement/1983-covid-19>（2020年12月27日閲覧）
- <sup>3</sup> ピサヌローク県の様子については、高橋勝幸「新型コロナウイルス感染症2019 (COVID-19) と非常事態宣言下のタイ：ピサヌローク県を中心に」『タイ国情報』第54巻第3号、2020年5月、41～53頁に詳しい。なお、COVID-19対策については、江川暁夫「タイ政府のCOVID-19対策を体系的に整理する（試論）」『タイ国情報』第54巻第5号、2020年9月、17～29頁。
- <sup>4</sup> 玉田芳史「不当判決！新未来党解党」『タイ国情報』第54巻第2号、2020年3月、1～14頁。
- <sup>5</sup> 「SNS」を使って集会の告知を行い、抗議活動を行ったあと短時間のうちに解散する」政治運動のこと。青木まき「立ち上がるタイの若者たち—『法の支配』の実現をめざして—」『IDE スクエア—世界を見る眼—』2020年、3頁。
- <sup>6</sup> 同上、9頁の表1（2020年10月16日現在）によれば、2020年2月21日～10月16日の間の主立った反政府運動としては13件ある。
- <sup>7</sup> たとえば、Bangkok Post. “Students tell Nataphol what's wrong,” 2020年8月20日、  
<https://www.bangkokpost.com/thailand/politics/1971183/students-tell-nataphol-whats-wrong>（2020年12月27日閲覧）
- <sup>8</sup> 日本の国内紙も連日報じているところである。たとえば、高木香奈「タイ王室批判やまず」『毎日新聞』2020年12月28日（月）など参照。
- <sup>9</sup> 拙稿「タイ華僑崇聖大学の存立基盤—社会奉仕の精神とタイ王室の庇護—」『大学教育論叢』第6号、福山大学大学教育センター、2020年、79～87頁。

- 10 文部科学省「日本型教育の海外展開推進事業（EDU-Port ニッポン）」  
<https://www.eduport.mext.go.jp/>（2020年12月29日閲覧）
- 11 竹熊尚夫「日本の高専輸出とその『移植』プロセスに関する予備的研究—モンゴルとマレーシアの比較枠組み—」『九州大学大学院教育学研究紀要』第18号、2016年、15～28頁や、竹熊尚夫（研究代表者）JP16K04610の研究成果報告書（2020年刊）所収の福田紗耶香「教育の借用と土着化の理論的枠組みに関する—考察—日本型高専のベトナム輸出への示唆—」119～123頁など。
- 12 網羅的かつ詳細な検討は、大塚豊「日本におけるアジア高等教育研究の展開」『大学論集』第22集、広島大学大学教育研究センター、1993年、123～144頁。ならびに、大塚豊「1990年代以降の日本におけるアジア高等教育研究の展開」『大学論集』第36集、広島大学大学教育研究センター、2006年、185～210頁を参照。
- 13 なお、第87集（1975年刊）に先だって、1971年に『タイ高等教育に関する基礎資料』、1972年に『タイ高等教育に関する基礎資料（Ⅱ）』が取り纏められている。
- 14 キース・ワトソン（大塚豊訳）「2 タイ大学の発展—西洋モデルと伝統モデルの融合—」P.G.アルトバック&V.セルバラトナム編（馬越徹・大塚豊監訳）『アジアの大学—従属から自立へ—』玉川大学出版部、1993年、91～134頁。
- 15 大塚豊（研究代表者）JP14310120の研究成果報告書、2004年刊行。
- 16 馬越徹編『アジア・オセアニアの高等教育』玉川大学出版部、2004年。
- 17 財団法人静岡総合研究機構編、馬越徹監修『アジア・太平洋高等教育の未来像』東信堂、2005年。
- 18 パイトゥーン・シンララート（堀内聡子訳）「8章 タイの大学—過去、現在、将来—」P.G.アルトバック&馬越徹編（北村友人監訳）『アジアの高等教育改革』玉川大学出版部、2006年、216～237頁。
- 19 P.G.アルトバック編（森利枝訳）『私学高等教育の潮流』玉川大学出版部、2004年。
- 20 北村友人・杉村美紀共編『激動するアジアの大学改革—グローバル人材を育成するために—』上智大学出版、2012年。なお、2016年に増補版が刊行されている。
- 21 南部広孝（研究代表者）JP25285230の最終報告書、2017年刊行。
- 22 Samakhom sathaban udomsueksa ekachon haeng prathet thai (So. So. Oo. Tho.)  
<https://apheit.org/>（2021年1月4日閲覧）
- 23 Manit Boonprasert, “Phathanakan khong kan udomsueksaekachonthai kon lae lang kanprakatchai phrarachabanyat sathabanudomsueksaekachon”  
[https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwiZtI7epPztAhWsxYsBHcVJBmcQFjAAegQIBBAC&url=http%3A%2F%2Fwww.apheit.org%2Fimages%2Fjan-2018%2Fhistory-1.pdf&usg=AOvVaw2BKE8t\\_9z3U094s9r6KhAP](https://www.google.com/url?sa=t&rct=j&q=&esrc=s&source=web&cd=&cad=rja&uact=8&ved=2ahUKEwiZtI7epPztAhWsxYsBHcVJBmcQFjAAegQIBBAC&url=http%3A%2F%2Fwww.apheit.org%2Fimages%2Fjan-2018%2Fhistory-1.pdf&usg=AOvVaw2BKE8t_9z3U094s9r6KhAP)（2021年1月2日閲覧）
- 24 Rugmai, Siriporn., Sathirakul Tachaphahapong, Sirichan & Polsaram, Pansak., Development of Private Higher Education Institutions in Thailand, *Journal of Nursing and Education*, Vol.9, No.3, 2016, pp. 51-66.（タイ語）
- 25 馬越徹「第7章 アジア高等教育の比較考察」馬越徹『比較教育学—越境のレッスン—』東信堂、2007年、181～218頁。
- 26 同上書、189～194頁。
- 27 Office of the Education Council, Ministry of Education, Thailand. *Education in Thailand 2018*. Bangkok: Prigwhan Graphic Co., Ltd., 2019, pp. 155-157.
- 28 同上。
- 29 タイ高等教育科学研究革新省編『高等教育統計2018』2019年、14～19頁。
- 30 タイにおける大学の法人化については、平田利文「3章 タイ—グローバル・スタンダードをめざす高等教育改革戦略—」馬越徹編、前掲書、62～64頁。村田翼夫「タイにおける国立大学法人化の動向と問題点（特集 高等教育改革の比較研究—法人化・民営化を中心として—）」『比較教育学研究』第30号、2004年、3～18頁。
- 31 末廣昭『タイ—開発と民主主義—』岩波書店、1993年、43頁。林行夫「21世紀に羽ばたくタイの大学—グローバル化とローカルの知—」『IDE 現代の高等教育（アジアの大学に学ぶ）』No. 430、2001年7月号、37～38頁。

- 32 高専機構ウェブサイト「タイ KOSEN-KMITL 開校式・入学式が開催」  
<https://www.kosen-k.go.jp/news/detail.html?ItemId=5551&dispmid=1240> (2020年12月29日閲覧)
- 33 Samnakngan plaktasuwang kanudomsueksa withayasat wichai lae nawatakam, *Sathiti udomsueksa pi kansueksa 2561 (Higher Education Statistics Academic Year 2018)*, Zeno Publishing Company Limited, 2019. 小論では、タイ高等教育科学研究革新省編『高等教育統計2018』2019年と記載。
- 34 拙稿「タイの大学入試—『分を知る』社会における公平性—」『大学教育論叢』第2号、福山大学大学教育センター、2016年、67～79頁。
- 35 タイ高等教育科学研究革新省編『高等教育統計2018』2019年、65頁。
- 36 同上、21頁。
- 37 鈴木康郎、カンピラパーブ・スネート「アジアの高等教育事情 ダイナミック・アジアII(8) 長期的な社会変革を見据えたタイの高等教育戦略」『カレッジマネジメント』Vol.211、Jul.-Aug. 2018、65頁。
- 38 拙稿「タイにおける基礎教育改革と中等学校をめぐる格差—『分を知る』社会の二者間関係—」『国際開発研究』第29巻第2号、2020年、21～34頁。
- 39 キース・ワトソン(大塚豊訳)、前掲書、114頁。
- 40 Phrarachabanyat withayalaiekachon Pho. So. 2512.
- 41 新井郁男「タイ国における高等教育発達の特質」『国立教育研究所紀要第87集 アジア諸国の高等教育に関する研究報告』1975年、96～97頁。
- 42 キース・ワトソン(大塚豊訳)、前掲書、113頁。
- 43 設置年は、文字通り設置された年、大学に昇格したことが『官報』に記載された年など若干のバラツキがある。本来であれば、各大学の大学史の厳密な検討を行った上で、図示すべきであるが、その点は、今後の課題としたい。また、2018年の総数が下がったように見えるのは、私立セクターのうち5機関については廃止された時期が不明であり2018年に組み入れたことによる。
- 44 同時期には、私立セクターが3機関廃止されているので、純粋な増加は18機関である。
- 45 タイの初等教育や、前期中等教育の量的拡大については、野津隆志『国民の形成—タイ東北小学校における国民文化形成のエスノグラフィ—』明石書店、2005年。箕浦康子、野津隆志「タイ東北部における中等教育普及過程と機会拡大中学校—中学進学率急上昇のメカニズムを中心に—」『東南アジア研究』36巻2号、1998年、131～148頁。
- 46 中等学校の普遍化については、船津鶴代「第9章 タイの中等教育拡大—その『階層化』された普遍化—」米村明夫編著『世界の教育開発—教育発展の社会科学的研究—』明石書店、2003年、241～274頁。
- 47 Manit Boonprasert、前掲資料。
- 48 地域総合大学という日本語訳は、堀内孜氏による。堀内孜「タイ国の教員養成・教員資格・教員採用—制度、実態と改革動向(1)—」『京都教育大学紀要』Ser.A, No.97、2000年、8頁。
- 49 森下稔「ラーチャパット大学」日本比較教育学会編『比較教育学事典』東信堂、2012年、388頁。
- 50 Phrarachabanyat sathabanudomsueksaekachon Pho. So. 2522.
- 51 Phrarachabanyat sathabanudomsueksaekachon Pho. So. 2546.
- 52 Phrarachabanyat sathabanudomsueksaekachon (Chabap thi 2) Pho. So. 2535.
- 53 Phrarachabanyat sathabanudomsueksaekachon (Chabap thi 2) Pho. So. 2550.
- 54 Phrarachabanyat sathabanudomsueksaekachon (Chabap thi 3) Pho. So. 2562.
- 55 Manit Boonprasert、前掲資料。タイ私立大学協会のマニット氏によれば、たとえば、1999年に制定された「国家教育法」に基づく教育改革の一環として、内部評価と外部評価からなる大学評価が導入されたことや、2009年に策定された「高等教育資格枠組(Thai Qualification Framework for Higher Education: TQF)」などの動きがあるという。なお、タイ高等教育資格枠組については、次の資料を参照。独立行政法人大学評価・学位授与機構評価事業部国際化編刊「ブリーフィング資料：タイ高等教育の質保証」  
<https://www.niad.ac.jp/consolidation/international/info/thailand.html> (2021年1月2日閲覧)

- <sup>56</sup> Kot krasuwan kamnot chamnuankamakan khunnasombat lakken lae withikansanha kanlueak prathankamakan lae kamakan warakandamrongtamnaeng lae kanphanchaktamnaengkhonkamakan nai khanakamakan kanudomsueksa Pho. So. 2546.